随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和5年5月8日	
契 約 件 名	Ge半導体検出器修理　一式	
契 約 金 額	5,457,100円	
契 約 の 相 手 方	千葉県千葉市美浜区中瀬１－８ セイコー・イージーアンドジー株式会社	
問 合 せ 先	財務部契約課東海契約室東海契約第一係 ℡ 029－284－4890	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第１項第１号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	大強度陽子加速器施設J－PARCでは加速した陽子ビームと加速器構成機器が衝突することにより発生する放射線により、様々な物質が放射化する。放射線防護のためには放射化した物質中の核種・生成量を把握することが重要である。放射化した物質の核種の同定・定量にはGe半導体検出器が使用されているが、現在、エネルギー分解能が劣化している不具合が発生している。 本件は、Ge半導体検出器の不具合の原因調査及び修理を実施するものである。	
随意契約の理由	本件Ge半導体検出器は、米国Advanced Measurement TechnologyのORTEC事業部の製品である。これの修理を行うには当該機器の構造、機能、特性等について細部に至るまで熟知している必要がある。それを満たし修理ができるに足る技術と信頼性を有するのは製造者をおいて他にない。 よって、本件修理はAdvanced Measurement TechnologyのORTEC事業部において行う必要があるため、本契約の相手方として、その国内総代理店であるセイコー・イージーアンドジー株式会社を選定するものである。	